

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和4年12月16日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和4年12月16日（金曜日）

午前9時58分開議
 午前10時12分休憩
 午前10時14分開議
 午前10時37分休憩
 午前10時40分開議
 午前11時2分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第17号 財産の取得について
- 議案第43号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
 県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組みについて

出席委員（8人）

- 委員長 大平 雄一
- 副委員長 池永 幸生
- 委員 城下 広作
- 委員 池田 和貴
- 委員 瀧上 陽一
- 委員 岩田 智子
- 委員 末松 直洋
- 委員 前田 敬介

欠席委員(なし)

議長 溝口 幸治

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 白石 伸一
- 教育理事 石元 光弘
- 教育総務局長 城内 智昭
- 県立学校教育局長 重岡 忠希
- 市町村教育局長 古田 亮
- 教育政策課長 竹中 千尋
- 学校人事課長 鉦本 亮太
- 文化課長 宮崎 公一
- 施設課長 東 敬二
- 高校教育課長 前田 浩志
- 特別支援教育課長 宮本 信高
- 学校安全・安心推進課長 野崎 康司
- 体育保健課長 平江 公一
- 義務教育課長 藤岡 寛成
- 社会教育課長 三角 登志美
- 人権同和教育課長 柳田 壽昭
- 警察本部
 - 本部長 山口 寛峰
 - 警務部長 清水 稔和
 - 生活安全部長 高光 純司
 - 刑事部長 開田 哲生
 - 交通部長 西村 博
 - 警備部長 小川 光一郎
 - 首席監察官 松永 透
 - 参事官兼総務課長 田中 弘哉
 - 参事官兼警務課長 竹口 光二郎
 - 参事官
 兼生活安全企画課長 田尻 正浩
 - 参事官兼地域課長 田元 雅文
 - 参事官
 兼刑事企画課長 井野 新輝
 - 参事官
 (組織犯罪対策) 前田 嘉輝
 - 参事官兼交通企画課長 内田 義朗
 - 参事官(運転免許) 竹内 英樹
 - 参事官兼警備第一課長 松村 英志
 - 参事官
 (警備・災害対策) 八木 世志一

理事官兼会計課長 合 瀬 勝 彦
理事官兼情報管理課長 中 山 博 之
交通規制課長 堤 信 二

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時58分開議

○大平雄一委員長 ただいまから、第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、警察本部を前半に、教育委員会を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口警察本部長。

○山口警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、御支援、御協力を頂いておるところでございます。この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております5件の議案等につきまして概要を御説明い

たします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)については、台風第14号に伴う警戒警備や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等に要した時間外勤務手当の不足分として、4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、今年度内に事業を完了しない可能性がある工事関係経費等について、繰越明許費の設定及び令和5年度当初から業務を開始する必要がある事業について、債務負担行為の設定をそれぞれお願いしております。

議案第44号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)については、人事委員会勧告に基づく給与改定分として、職員給与費2億1,700万円余の増額補正をお願いするものでございます。

議案第17号、財産の取得については、電子決裁機能を有する文書情報システムの導入に伴う電子決裁用モニターとして使用するため、モニター一式を取得するものでございます。

議案第43号、専決処分の報告及び承認については、専決処分させていただきました倒木事故の和解及び損害賠償額の決定について報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告関係についてです。

報告第4号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○合瀬会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の説明資料に基づき説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)でございます。

上段の説明欄を御覧ください。

歳出予算補正として、警察本部費で4,000万円の増額をお願いしております。

これは、職員の時間外勤務手当の所要額でございます。台風14号に伴う警戒警備や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等で不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

続きまして、中段を御覧ください。

追加提案されました議案第44号、令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)ですが、警察本部費で2億1,720万8,000円の増額をお願いしております。

これは、県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の所要額でございます。

以上、議案第1号及び第44号の補正額を含めた警察費予算総額は、406億5,447万2,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

上段の繰越明許費補正でございますが、警察管理費で4億9,611万6,000円の設定をお願いしております。

これは、警察棟空調機更新工事など、警察施設整備に関する事業で、資材の入手困難により年度内に工事を完了しない可能性があるため、繰越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。警察関係業務につきまして、総額7億5,605万5,000円の限度額設定をお願いしております。

説明欄に記載しております各種業務委託につきましては、令和5年4月1日から業務を開始する必要があり、一般競争入札の手に

所要の時間を要するものや整備計画等により今年度中に契約が必要なものについて、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永首席監察官 監察課でございます。

議案第17号、財産の取得について御報告をさせていただきます。

引き続き、説明資料の3ページを御覧ください。

この議案は、電子決裁機能を有する文書情報システムの導入に伴い、電子決裁用モニターとして使用するため、モニター一式を購入するものでございます。

内容につきましては、資料の4ページを御覧ください。

取得する数量は3,033台で、納入期限は令和5年3月24日とし、取得の相手方は、有限会社おくばオーエスブレインとしております。取得の予定価格は6,172万1,550円です。一般競争入札において業者を決定し、令和4年10月14日に仮契約を締結しております。

次に、議案第43号の専決処分報告及び承認について御報告をさせていただきます。

同じ資料の5ページを御覧ください。

令和4年7月27日に、熊本県運転免許センター駐車場において発生した倒木事故に関し、3名の事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立しましたので、専決処分をさせていただいた内容を御報告するとともに、議会の御承認をいただくものでございます。

事故の概要につきましては、資料の6ページのとおりであり、県側の過失が10割で、資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立しております。

次に、報告第4号の専決処分について御報告をさせていただきます。

同じ資料の7ページから8ページを御覧く

ださい。

令和4年3月から6月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による6件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしましたので御報告いたします。

事故の概要につきましては、資料9ページのとおりでありますが、6件の交通事故のうち、番号1から4の交通事故につきましては、停車中の車両に追突するなど、県側の過失が大きい交通事故であり、県側から資料のとりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

また、番号5及び6の事故につきましては、交差点における出会い頭の衝突事故で、県側の過失が小さいため、県からの賠償はなく、和解が成立したものでございます。

なお、番号1から4の交通事故の賠償につきましては、加入している任意保険を使用して、全額支払い済みでございます。

損害賠償が発生した交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○大平雄一委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 3ページと4ページのことでちょっと確認をしたいと思います。

これは、例の電子決裁用のモニターなんですけど、予定価格が9,000万円、実際に落札は6,170万円ですか、約62～63%になるのかな、この分で、大分この差額がありますが、いわゆる商品調達には何ら問題はないのでしょうかということを確認させてください。

○中山情報管理課長 情報管理課です。

特に問題ないと考えております。市販でも、約7割の価格での落札となりますので、通常の定価ベースから考えますと、何ら問題ない価格と考えております。

以上です。

○城下広作委員 契約の予定価格がもともと9,000万円あってということで、これが極端に言うとは値引かれる、これがもともと高いのではないかというふうな見方をする方もおられますので、この辺の説明もししっかりと対応していくということを心がけたほうがいいのではないかとということで確認をさせていただきました。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時14分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、付託議案等について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 おはようございます。委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして御理解と御支援いただいております、厚くお礼申し上げます。

また、11月の管外視察に際し、私を含めまして執行部の職員も同行させていただき、大変ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案でございます。

12月補正予算につきましては、追加提案分と合わせまして、総額8億3,696万円余の増額補正でございます。

主な内容としましては、令和4年台風第14号により被災した県立学校施設や県指定文化財の復旧に要する経費、国の経済対策に伴う補正として、市町村立小中学校等の送迎用バスの安全対策に要する経費をお願いしております。

また、県立学校や県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加についてもお願いしております。

最後に、その他報告事項といたしまして、県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組についても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

お手元の説明資料「令和4年度12月補正予算」と記載の資料を御覧ください。

2ページ上段をお願いします。

12月補正予算について御説明します。

事務局費の右側の1、給与費の(1)教育委員会事務局職員給ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対策のほか、教育に係る喫緊の課題への対応等により、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当の予算が不足するため、増額補正をお願いするものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

2ページ下段をお願いいたします。

文化費の右側の説明欄1、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業ですが、これは、本年9月の台風第14号により被災した県指定文化財、徳富蘇峰・蘆花生家の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

文化課の説明は以上でございます。

○東施設課長 施設課でございます。

3ページ上段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費の右側の1、教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業ですが、これは、台風第14号及び落雷により被災した県立学校施設、天草拓心高校ほか19校の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

3ページ下段をお願いします。

体育施設費の右側の1、県営体育施設管理費の(1)運動公園管理運営費ですが、これは、本年9月の台風第14号により被災した熊本県営八代運動公園陸上競技場観客席の屋根の除却に要する経費を計上するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、1段目の教育費の社会教育費ですが、これは、文化財保存事業について、台風第14号による災害復旧工事と調整しながら事業を進める必要が生じたこと、文化財収蔵庫管理、古墳館保全計画及び県立美術館本館改修整備事業について、電気設備等の改修に係る設計に日時を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、3,000万2,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、2段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、文化財災害復旧事業について、人吉城跡石垣のひずみが進行している可能性があるとの専門家からの意見を受けて、追加調査が必要になったことや、鞠智城跡災害復旧事業について、のり面復旧に係る設計等に日時を要し、年度内の執行が困難となったため、5,343万1,000円の設定をお願いするものでございます。

文化課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

5ページをお願いいたします。

1段目の教育費の高等学校費右側の説明欄にあります小川工業高校実習棟改築工事ほか42件及び2段目の特別支援学校費、同じく球磨支援学校移転工事ほか10件について、入札不調等により工期が確保できなかったことや

設計及び工事施工に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、3段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、球磨工業高校令和4年7月大雨災害復旧工事ほか20件について、災害査定が遅れたため、設計や工事施工に係る工事が確保できず、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

6ページ上段をお願いします。

教育費の保健体育費ですが、これは、県営体育施設整備費について、熊本県立総合体育館プール棟及び機械棟外部改修工事ほか4件において、資材の確保等に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

6ページ下段をお願いします。

教育費の社会教育費ですが、これは、青少年教育施設機能保全事業について、天草青年の家及びあしきた青少年の家の大規模改修等において、設計及び工事施工に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課です。

7ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

県立美術館展覧会開催事業ですが、これは、令和5年7月22日から開催予定の県立美術館展覧会の開催準備のための経費でございます。同展は、本県を含めた実行委員会で実

施しますが、令和5年1月に予定している実行委員会設立時の協定において、本県負担額を決定する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

文化課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

7ページ下段をお願いいたします。

第一高校給排水設備等整備事業及び菊池農業高校農場センター棟改築工事ですが、引渡し予定時期までに工事を完了させるためには年度内に契約締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

8ページをお願いいたします。

ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、県立特別支援学校及び県立高等学校の児童生徒へ医療的ケアを行うために看護師を配置するもので、4月からの看護師派遣に向けた医療機関との業務委託契約を年度内に完了する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

9ページをお願いします。

12月補正予算の追加提案分について御説明します。

今回の補正につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

今回の給与改定につきましては、月例給を平均0.22%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げる改定を行うもので、これらの改定に伴い、職員給与費の増額補正をお願いするものでございます。

1段目から5段目まで、教育委員会事務局及び各学校の教職員の給与費として、それぞれ支給見込額について増額補正を計上するものです。

なお、10ページの文化課、体育保健課及び11ページ下段の社会教育課につきましても、それぞれの課及び出先機関の職員給与について、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略させていただきます。

学校人事課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

11ページ上段をお願いいたします。

教育指導費の右側にあります1、学校教育指導費の(1)送迎用バス安全装置改修支援事業(市町村立小・中学校等分)でございますが、これは、国の総合経済対策に伴う補正予算を活用するもので、市町村立の小中学校及び幼稚園における送迎用バスに安全措置の装備を行う市町村に対し助成を行うものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○大平雄一委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず、2点聞きます。

まず、8ページの看護師の派遣事業なんで

すけれども、これは、この看護師さんは医療機関に勤めている看護師しか駄目なんですか。それとも、フリーの看護師の方も対象になるか、ちょっと確認をさせてください。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

看護師の派遣につきましては、医療機関と委託契約をしまして、医療機関から学校に派遣する形を取っておりますので、医療機関が、病院内で勤務している看護師とは別に、学校派遣用の看護師を雇用するという形になっております。

以上です。

○城下広作委員 それはそれで、ある意味では何ていうかな、保障というか、そういうことで医療機関にちゃんと携わっている、契約した人がいいと思うんだけど、結果的にはその看護師の報酬というか、医療機関に一回行くと、その分だけ少し下がるんじゃないかとかね。フリーの方も結構今、そういう形で、しっかりと派遣を専門にされるような方もいるからですね。そういう方も視野に入ってもいいのかなあって思うけれども、今回はもうそういう制度だということであるから、今後は、フリーで、看護師で訪問看護を専門とするような方もいると思うんですが、こういう方も対象にするようなことがあってもいいのかなというふうにちょっと思いましたけれどもどうなんでしょうかね。現実的に、法的には厳しいと。どうなんでしょうか。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今、ほほえみスクールライフ支援事業の医療機関への委託という形が、医療機関が安全管理に絡むことで、学校内での医療的ケアの安全確保という観点がございますので、医療機関が雇用した看護師を派遣するといった形

を取らせていただいております。

○城下広作委員 分かりました。

もう1つ続けて。

11ページ。例の総合経済対策で送迎バスの安全装置、これ、我が党もいろいろ推進した経緯もありますが、改めて確認です。

小中学校というか、ここはもう全然、1回教えれば大体分かるし、いわゆる小学校のある程度年のいった子なんていうのは、逆に言えば、ボタンを押さずにもう出してくれというのはすぐ、ヘルプは言えるんですけど。

問題は、これは幼稚園の子供さんなんですけどね。幼稚園でも、何ていうかな、ボタンの押し方を教えるとか云々とかということが大事なんですけれども。

そもそもこれは、人間が目視して、しっかり、いるかないかとか、残るかというようなことを、さらにやっぱり——これがあるからまだ安心して、人がチェックするのを怠るということは、ちょっとばかしこれは、また本末転倒だなと思って。もう本来であれば、ドライバーが必ずもう一回一回り見たら、人を取り残すなんていうのは普通はあり得るだろうとは思うんですけれども。

それは両論でしっかりと、この装置もあるけれども、確認をするというのは今まで以上に厳しくチェックしていくということをしてしないで、これをつけたからもう安全だという形にはなりにくいんじゃないかという心配があります。

それと、この物品の調達なんですけど、県下一円あるんですけれども、同じ機種とは限らずに、その地域地域、市町村で、ある程度同等品というか、似たようなものがあれば、それはそれで可というふうな形になっているのか、ちょっと確認したいと思います。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

今回国のほうで想定しておりますその安全装置の装備の中身でございますが、大きく2種類ございまして、一つは押しボタン方式、これは、バスの一番後ろのほうに押しボタンをしておりまして、運転手、運転が終わった後に必ず後ろまで行って、全体を確認しながら、それを押すことによって、例えば窓を閉じることができるであつたり、そういうふうな装備がついているようでございます。

また、もう一つございますのがセンサー方式というのがございまして、これはもう、いろいろ赤外線等、センサー等で子供が残っていないかどうかをしっかりと機械が判断できるような形の装備、大きくこの2種類のほうを想定しているところでございます。

その物品等につきましては、各業者等々、国等との安全基準に基づきまして設定されたものが販売されると想定しているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 今その2種類のお話もありましたけれども、残された子がそのボタンを押すというようなパターンもなかったかなと思つたけど、これはどうだったですかね。

○藤岡義務教育課長 すみません、現在私どものほうが今把握しておりますのは、その押しボタン方式は運転手が必ず押して確認をするというようなところでの機種を今想定しているところで聞いているところでございます。

○城下広作委員 私は何か、一部取り残された子が押すというようなこともあるというふうなニュアンスで聞いてたし、それを何か、ある意味では園児たちに教えるというようなことも想定しているという意識もあつたものだから、そこは誤認識なのかな。それはどうなんですか。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

その部分につきましては、改めまして確認をいたしましてまた御連絡をさせていただきたいと思つています。

○城下広作委員 いずれにしろ、その子供が押すということを期待するというよりも、その前にやっぱり大人がしっかり確認をして、問題ないということは絶対怠ってはいけない、このことはちょっと確認をしていきたいというふうに思つています。

はい、分かりました。以上です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません。5ページの施設課のほうにちょっとお尋ねしたいんですが、上2段の高等学校費と特別支援学校費で、繰越明許する理由が、入札不調等により工期が確保できなかったことというのが1つ入ってますが、入札の不調で大体何件ぐらい起こってるんですかね。この高等学校費では42件のうち何件が入札不調で、球磨支援学校移転工事ほか10件のうち何件が入札不調で、これは地域的に何か偏りがあるのかとか、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○東施設課長 施設課でございます。

委員お尋ねの件でございますけれども、今年度施設課でやらせていただいております工事のうち、不調になっておりますのが5件ございます。これは、割合でいきますと、15件中の5件ということで、33.3%という割合になります。

こちらの主な理由でございますけれども、やはり、技術者不足、それから工期が短い、

あるいは価格がというところで、応札がなかったというケースが目立っております。

このうち、お尋ねがございました高等学校費でございますけれども、こちらについては、先ほど申しました5件、いずれもこの高等学校費が対象となっております。

それから、特別支援学校費でございますけれども、こちらは入札不調等というふうに書いてございますが、不調ということには該当いたしませんで、不落があったと、そこで再度入札を行って落札したというふうなケースでございます。

不調、不落の発生に伴う対応でございますけれども、先ほど申しました、その原因となっておりますものうち、工期を再検討いたしましたしたり、また、価格の調整、あるいは地域、指名競争入札やります場合には、業者の地域を変えるというふうなところで対応させていただいております。

以上でございます。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

やはりまだ令和2年7月豪雨の関係もありますし、また、そのほかT SMCの進出によるいろんなものもあるのかもしれないですけどですね。大分入札の不調が増えてきているというようなお話は聞いております。これは、土木部のほうでもいろいろな施策をやりながら、入札が成立するようにやっていると思っておりますので、当然連携をされているかというふうに思いますが、ぜひそういうふうにやっていただければというふうに思います。

要望しておきます。

○東施設課長 ありがとうございます。

参考までに申しますと、令和4年度は、先ほど申しましたように、途中で33%を超える不落、不調率ということになっておりますが、過去2年間の施設課が管轄しております

分については、いずれも10%台でございました。それが、委員先ほど御指摘ございましたように、コロナ禍でありましたり、あるいはウクライナ情勢に起因する物価上昇、あるいは技術者不足、工期の関係とか、そういったところで、今回その割合が上昇してまいっております。

土木部、それから農林水産部も同じような事情というふうに伺っておりますが、そこは情報共有をしながら、不調、不落に至らないように努力をしてみたいと思っております。

○池田和貴委員 よろしく申し上げます。

○末松直洋委員 関連でよろしいでしょうか。

池田先生の今の質問の中にあつた小川工業高校の実習棟の建て替えは、不調になったのか不落になったのか、もともと応募がなかったのか、そこら辺をちょっと申し上げます。

○東施設課長 小川工業高校については該当はございません。

○末松直洋委員 小川工業高校はもう予定どおりされるということですね。分かりました。はい。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩をいたします。

再開は10時45分を予定しております。

午前10時37分休憩

午前10時40分開議

○大平雄一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第17号、第43号及び第44号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

その他報告事項の資料1ページをお願いします。

本会議において、知事が各常任委員会で御報告すると答弁しました県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組について御報告します。

この取組につきましては、交通政策課、観

光企画課、都市計画課、体育保健課の関係4課で連携して検討を行っております。

まず、現状、課題ですが、県民総合運動公園は、公共交通による交通アクセス手段が乏しいため、自動車による交通アクセスが中心になっている状況です。そして、今回、空港アクセス鉄道ルートの見直しにより、三里木ルートで期待されていた運動公園アクセス改善への対応が必要となったこと、また、ロアツソホームゲームにおいて渋滞が発生したことなど、喫緊の課題として認識しております。

次に、基本的な考え方ですが、これまで、基本的にイベント主催者に渋滞対策による対応を求めてきておりましたが、今後は、県民総合運動公園を設置、管理している県が主体的に対応する形に考え方を変えることといたします。

対応の方向性としては、運動公園アクセス改善に向けた全庁挙げての取組体制の構築や利用者数に応じた対応策のパッケージ化、その効果を検証しながら、取り得る対応策の随時アップグレード及び主催者等調整会議——これは仮称でございます。の設置、開催により対応策を強化してまいります。

具体的な対応策としては、まず、ハード面の対応策では、シャトルバスのスムーズな運用に向けたバスベイの改修を行うとともに、送迎車両乗降所の設置検討を行います。

利用者数に応じた対応パッケージとしては、公園利用者数が4,000人以上となる場合、まずは、駐車場対策として、公園内施設の臨時駐車場としての活用や出庫時の円滑化を図るためのメイン駐車場からの臨時退出ルートの設置を行います。

また、自家用車の抑制に向け、ロアツソの試合を含むイベント時には、観客数の見込みに応じて、シャトルバスの運行やパーク・アンド・ライドの実施規模を規定し、その経費に対して、イベント主催者へ支援を行いま

す。

さらに、徒歩や自転車利用を促すため、割引券等の導入等のインセンティブの検討を行ってまいります。

このような取組をパッケージ化して行うこととしますが、ただいま御説明した対応案というのは、あくまでも現時点で考えられる案を整理したものでございます。例えば、駐車場が空いている状態でも、土曜、日曜の午後は周辺道路で渋滞が発生していたり、臨時駐車場についても、関係者用駐車場として既に一部利用されていたりするために、予定しているほど一般観客用に台数がさばけないなど、現実には机上で計算したとおりにはいかないと考えております。

そのため、来年2月末頃の開催が予想されるロアッソ開幕戦などのイベントで実証実験を行いながら、何が効果的なのかを検証し、対応策をアップグレードしていくことで渋滞を抑制し、スムーズに集客できる体制を構築してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。2ページ、3ページでございます。

ここに、県民総合運動公園の地図と、赤の二重線で熊本県が実施する主な対策案を記載しております。

主な施設の位置ですが、図中の右下の白抜きの施設がパークドーム、その左下にえがお健康スタジアムがあり、その間を国体道路南北線が通っています。シャトルバスのスムーズな運用などに対応するため、えがお健康スタジアムとパークドームとの間にある既存のバスベイを延伸する改修及びパークドーム北側に送迎車両の乗降所の設置検討を行います。

次に、メイン駐車場からの出庫時における混雑を回避するため、園路を利用した退出路を追加設置することにより、駐車場からの退出の円滑化に取り組みます。

さらに、利用者数に応じ、多目的グラウン

ド等の公園施設を臨時駐車場として活用することとします。

このような対策をできるところから順次実施し、見直しを行いながら、少しでも渋滞の緩和を図り、施設全体が利用しやすいものになるように対応してまいりたいと考えております。

なお、体育保健課としましては、運動公園の設置者である土木部からの管理委任に基づく管理者として、関係課及び指定管理者と密に連携を図りながら取り組んでいく所存です。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大平雄一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 先ほど、このような形の改善の取組について、交通政策とか観光企画、都市計画、体育保健という形を中心に打合せをしたということなのですが、いわゆるこういう交通渋滞とか道路に関しては、必ずやっぱり警察の交通のほうとよく新しい道路ができれば協議をすとか、交差点の分とか、バスレーンで、乗降者、降りるような部分等をもっと増やしますとかなると、既存の道路との関係で、警察のいわゆる交通という形の観点でどうなのかということの協議を一緒に入るということは必要なかったんですか。これはどうなんでしょうか。

○平江体育保健課長 御指摘ありがとうございます。警察のほうには、これからお話し——概要はしておりますけれども、これからしっかり御理解と御協力を頂きながら、協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えている段階でございます。

以上でございます。

○城下広作委員 道路に関して、やっぱり道路規制とかなんとかというのは、結果的にはもうこれは警察じゃないと、逆に言えばできない部分がありますので、プロの観点から、この交通渋滞、それにまつわってこういう問題が出てくるということもある意味では参考にしないと、駐車場の、どうだこうだとか、そういうことを整備したからということで、今度は事故とかとの関係もあつたときには、それが果たしてどうなのかと、誘導の問題とかいろいろありますので、これは非常に大事なことではないかと思えます。

それと、すみません。そもそも警察のほうに、交通関係に専門として確認をしたいと思えます。また、教えていただきたいと思えますが、この運動公園での、これだけイベントがあつて、渋滞をしている、路上駐車も多いというような情報はもういろいろあつていると思うんですけども、この渋滞に関して、警察の目から見て、この駐車場の状況とか、個々の地形的に交通的な問題としてはどういふことが考えられるというふうに、警察の立場で認識していることがあればちょっと教えていただきたいというふうに思えます。

○堤交通規制課長 交通規制課です。

県民総合運動公園の周辺道路につきましては、エリアによる信号機の集中制御を行っております。

これは、周辺に設置されました車両感知器、この情報が管制センターのほうに送られるようになっております。管制センターのほうには中央装置というのがありまして、これにつきましては、信号制御に特化したメインコンピューターにより送られてきた情報を分析をしまして、渋滞交差点の信号機サイクルを最適の状態にしまして、調整を行つているところです。

ですから、県民総合運動公園の周辺道路につきましては、交通状況に応じたきめ細やかな信号制御を行つているにもかかわらず、大規模なイベント等の開催に伴い、道路における車両の収容キャパを超えているというような状況でございます。

渋滞対策における信号機の運用につきましては、限界があるものの、可能な限り渋滞の緩和が図れるよう状況を見ながら、道路管理者のほうと協議をしながら、適正な信号現示に努めていきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 要は、警察もできる限り、各信号機の時間調整もしながら、渋滞があつたところに対しては、例えばこちらを青にして流すとか、いろんな工夫をしているということなんですね。

○堤交通規制課長 はい、そうですね。

○城下広作委員 そういうことなんですよ。それで、そのことを最大限努力してるけれども、それでもなおかつ渋滞するということは、結果的に、来るキャパが足りないということだから、駐車場の不足が解決しない限りは渋滞をそう簡単には解決することは難しいというふうに捉えるべきだということで、改めてそのことも踏まえながら、しっかり今後検討していただきたい。

これは今度実験をするわけだから、これほどのぐらい緩和するかというのも期待をしながら、推移を見守っていききたいというふうに思えます。

以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

今委員の方から御指摘いただきました件を、今後検討する中でしっかりと受けとめな

がら、まず、先ほど御説明しましたように、既存の施設を最大限活用しながら、そして、何が課題かあたりを検証し、そして今後の改善策を、トライ・アンド・エラーをしながらアップグレードを図ってまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 すみません。知事の答弁もあって、今回のルート変更によって、なるべく早くやりたいということで、皆さん一生懸命考えていただいたんだろうというふうに思います。そういった意味では、先ほど城下先生がおっしゃったようなことも踏まえて、これから実証実験も踏まえて、さらに進化していくことを期待したいと思うんですが、こういうそのイベントがあったときに、これは県民運動公園ですから、ただ、ここにあるように、一般の例えばほかのテニスコートとかサッカー、ラグビーとか、これは散歩をされている方とかもたくさんいらっしゃるんですけども、イベントがあるからといってそういう人たちを止めたりはしないんですよ。そういう方々も行こうと思えば行けるような状況であるということですよ。イベントがあるときでもですね。イベントがあるからといって、そういった方を入れないというようなことではないんですよ。まずそこをちょっと確認させてください。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

大きなイベントが予定されているときは、これは前年度に関係団体で指定管理者のほうで調整会議を行います。そして、どうしてもある施設が、一般の利用の方が使用という形で入られるならば、全体のこの公園の運営に

支障が出るという場合は、その施設の利用を一時的に、大きなイベントをやる団体が事前に予約をしまして、使用は見合わせていただくというようなことをすることもありますが、おおむね年間を通じてそういうのは数は少のうございます。一般の利用者の方は公園を利用できると、そういった状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 ということであると、当然そのイベントに来られる方以外に、通常使われる方もここに来られるということで、ここは別にイベントに来られる方はチケットの販売数とかそういうので、あとは大体人数は把握できるんですけども、それ以外の不確定要素としても、たくさんまだここに来られるということがあるわけですね。

例えば天気がよかったりとか、ほかの大きなイベントが2つとか3つとか重なることは調整できると思うんですが、一般の方が来られるというようなところもあるかというふうに思うんですよ。

だから、そういったことも踏まえた上で皆さん考えていらっしゃると思いますが、やはり、片道1車線の道路では、先ほど城下先生の中でもお話もあったかと思うんですけども、一生懸命その信号の制御をしていただいたとしても、物理的に、もうどれだけ通るかというのはある程度分かると思うんですよ。

すみません。これは正確な情報が分かりませんが、基本的に土木部が道路を設計するときに、1日1万4,000台以上の通行量がある場合には片道2車線でやるとかというような話も聞いたことがありますので、そういった意味では、いろんなところが参画をしていらっしゃると思うんですけども、なかなかやっぱり課題が多いんじゃないかなというふうに思っています。

多分、私も言いながら、何を答えを求めているかと分からなくなってきたんですけども、何しろ、このアクセス改善と一緒に、この交通対策というのはもう前からの課題だったので、ぜひこれを機会に、本当、できることは、ハードの整備も含めて、ぜひやっていたくようにお願いしたいと思います。

以上です。ごめんなさい。

○平江体育保健課長 貴重な御意見として承ります。

今後、先ほど御説明申し上げましたように、まず既存の施設を最大限活用しながら、トライ・アンド・エラーで取組を進めてまいり、検証してまいります。

今後の対応策として、どういうことがあるかということの一つとして検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はございませんか。——よろしいですか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に、県議会のホームページで公開することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示し、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 それでは、そのようにさ

せていただきます。

最後に、その他に入りますが、本日は、出席職員を限定しているため、この場で回答できない場合については、後日回答させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

委員の皆様から何かありませんか。

○城下広作委員 1つ確認をさせていただきます。警察の関係でございます。

この秋だったと思いますけれども、自転車に関する取締りの罰則強化というのが打ち出しをされたと思います。いわゆる自転車でも、信号無視、一旦停止を怠った場合には、いわゆる通常の交通違反、車と同じように罰則、罰金というふうになったというふうに認識しておりますが、まず、その、いつからどういう形の分というか、ちょっとそこを簡単に確認させてください。

○西村交通部長 交通部でございます。

自転車に対する指導、取締りにつきましては、以前から行っているところでございます。大きく変わりましたのは、熊本市のほうで、10月1日から、ヘルメットの罰則なしの着用の努力義務化と、来年の4月からは、全国で自転車のヘルメットの着用の努力義務化というのが開始されるところでございます。

最近の指導、取締りの状況を申しますと、昨年は、交通違反で検挙したのが約10件、警告セーフティーカード、警告票という簡単な紙を交付して、注意してくださいという指導を行いましたのが約4,100件ほどということで、検挙よりも、今まだ指導、警告で注意を促しているというような状況でございます。

以上です。

○城下広作委員 とにかく、自転車の一旦停止をしない人はたくさん、当たり前みたいにあるし、信号があっても、信号を無視して渡

るところもあります。非常にそのことによって、特に都市部なんかは、バス停で待っている高齢者の方が、背面からばあんと自転車で、猛スピードで行くということで、大変バスを待っている高齢者の方も、もう自転車には恐怖を感じるという声をたくさん聞くものだから、自転車に対して、非常に安全な運転といいますか、使用という形の部分を推進する意味では、しっかりと警告とかそういう形で注意喚起をやっぱり促していただきたいというふうに要望しておきたいと思いますので、お願いします。

○大平雄一委員長 ほかにありませんか。
——よろしいですか。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長